

社会福祉法人 湧命会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧命会における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 週平均 30 時間以上勤務する理事を常勤役員とみなす。

3 週平均 30 時間未満勤務する役員を非常勤役員とみなす。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、評議員会で定める総額の範囲内で、その支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

2 報酬は月額料金または日額料金のいずれかを支給することができる。

3 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

隋則 この規程は、令和 5年 1月18日より施行する。